

価格転嫁理解促進セミナー業務委託仕様書

1 委託業務

価格転嫁理解促進セミナーの開催

2 委託業務の目的

県内企業等が価格転嫁を行うことができる環境を整備するために、企業等に対し原価管理に係る基礎知識の習得や価格交渉力の向上を目的としたセミナーを開催することにより、価格転嫁の理解促進を図るとともに、適正な価格転嫁の実現に向けた気運を醸成する。

3 委託業務の内容

(1) 概要

県内企業等に対し、製品原価の算出に必要な基礎知識の習得や価格交渉力の向上をテーマとしたセミナーを企画、実施する。

受託者はセミナーの企画、運営等に係る業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

(2) 業務内容

① セミナーの企画及び講師の選定

(1)に記載のテーマに係る講演を必ずカリキュラムに盛り込むこと。また、講演者については、テーマに適した講師の派遣依頼を行うこと。

② セミナー開催日の決定、調整

県全体の企業等を広く参集できるよう、県央・県南・児湯・県西・県北地区で1回ずつ、計5回開催すること。

③ セミナー会場の確保及び調整

各会場との利用調整及び会場使用料の支払いを行うこと。

④ セミナーの周知

本セミナーの周知を図るため、県と連携して広報活動を行うこと。

⑤ セミナーの準備及び開催対応

参加希望者からの事前問い合わせ（開催日時・開催方法など）について電話、FAX、メール等にて随時対応すること。

⑥ アンケートの実施

セミナー終了後、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

⑦ 県への完了報告

セミナー終了後、直ちに開催実績、アンケート結果等を記載した報告書を県に提出すること。

4 業務実施上の留意事項

(1) セミナーは、対面による受講を基本としつつ、オンライン受講にも対応できるようにすること。

(2) 電話機やパソコン等、業務上必要な設備、機材等は受託者が準備すること。

(3) 報告書の郵送等に必要な通信運搬費については、受託者の負担とする。

(4) その他

① 受託者は、業務を運営するに当たり、適宜、県と十分な調整を行うこと。

② 委託業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について

報告を求めることができる。

- ③ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- ④ 委託業務の実施に当たっては、県民や事業者等の第三者からいささかの批判も受けることがないように十分配慮すること。なお、委託業務の執行に当たり、第三者との間に問題が生じた場合は、県と事前に協議の上、速やかに問題の解決を図ること。